

浄化槽施工業者の皆様へ

◆ 人槽算定

浄化槽の人槽算定は、日本産業規格(JIS A 3302-2000)に基づいて行います。その際、実使用人数および将来の増員予定を加味してください。

要件	人槽
延床面積が165㎡以下	5人槽
延床面積が165㎡を上回る	7人槽
2世帯住宅で風呂・台所が2つある	10人槽
≪例≫・延床面積は165㎡を上回るが、実使用人員が2～3人で、将来にわたって増員予定が無い。→ 5人槽とする。 ・延床面積は165㎡以下で、実使用人員も2～3人だが、増員の予定がある(子供夫婦が実家に戻ってくる等)→7人槽とする。	

◆ 補助金額の算定

補助金額の算定にあたっては、申請者の現況および工事の種類について確認のうえ、事前に市担当者にご相談ください。

種類	内容
新設	住宅の新築に伴い、新たに合併浄化槽を設置
建替え※	住宅(単独浄化槽・汲み取り便槽を使用)を解体撤去し、同一敷地内に新築するのに合わせて合併浄化槽を設置
転換	既存の住宅の改良(リフォーム)等により、単独浄化槽・汲み取り便槽から合併浄化槽へ転換
更新	老朽化した合併浄化槽(設置後 20 年)を更新
※ 市の補助事業においては、「建替え」は「転換」に含まれます。 (ただし、宅内配管加算のみ、「建替え」を「転換」に含めません) ※ 県の補助事業においては、「建替え」は「転換」に含まれません。	

補助メニュー	新設	建替え	単独浄化槽から転換	汲み取り便槽から転換	更新
基準額	○	○	○	○	○
使用人員割(転換工事加算)	×	○	○	○	×
整備促進地域加算	△	△	△	△	×
二次処理施設加算	△	△	△	△	×
放流ポンプ加算	△	△	△	△	×
宅内配管加算	×	×	○	○	×
更新加算	×	×	×	×	○
県補助事業	×	×	○	○	×

○…補助対象、△…補助対象(条件付き) ×…補助対象外

※パンフレット『合併処理浄化槽の設置費用を補助します！』もご参照ください。

◆ 工事費の種類

浄化槽工事費について、補助金申請書には「見積書」を、実績報告書には「精算書」を、それぞれ添付します。その際は、工事費を次のように区分してください。

- ① 浄化槽本体費および設置工事費
- ② 宅内配管工事費
 - … 流入管～枡～放流管が対象。既設管の撤去を含む
(流入管部分と放流管部分を分けて記載してください)
- ③ 放流ポンプ設置費 (放流ポンプ加算を受ける場合のみ)
- ④ 二次処理施設設置費 (二次処理施設加算を受ける場合のみ)
- ⑤ その他の工事費
 - … その他①～④に該当しない経費
(ex.申請手続手数料、仮設トイレ損料、既設汲取り便槽の撤去費など)

- 消費税、値引き、諸経費などは、工事の種類ごとに記載する。
(補助金額は、**消費税込の金額をもとに算定**するため)
- 放流ポンプ一体型浄化槽の場合は、①(浄化槽本体費)に含めて計上する。
- トイレ本体、洗面台本体など、浄化槽関連工事に含まれないものは、計上しない。

◆ 補助金申請・実績報告の注意事項

例年多くみられる点を下記に記載しますので、申請の際にご留意ください。

【申請時】

- 平面図に配管や枡の位置が記載されておらず、放流経路が不明。
- 配管の長さや勾配の記載漏れ、勾配の計算に誤りがある。
- 日付の記入漏れがある。
(特に、浄化槽保証登録証、登録浄化槽管理票の日付漏れが多い)
- 日付が不適正である。
(着工日を、申請日の前や申請日直後とすることはそぐわないため)

【実績報告時】

- 施工状況写真が不鮮明であり、日時が明確に読み取れない。
(読み取れない場合は、余白に日時を必ず記載すること)
- 浄化槽整備士が実地監督している写真が添付されていない。
(顔が正面を向いて明瞭に分かり、標識の記載事項が判別できるものを添付すること)
- 浄化槽の水張りと水平確認をしながら埋戻しを行っている写真が添付されていない。

◆ 工事にあたっての留意事項

【全般】

- 設置工事は、浄化槽法第4条第5項の規定に基づく「浄化槽工事の技術上の基準」に従って行います。また、労働安全衛生法を遵守し、工事の安全を確保します。

【本体および配管工事】

- 屋外の洗い場等の排水や雨水等は、接続しないでください。
- 基礎工事の際には、碎石 100 mm以上、捨てコンクリート 50 mm以上、基礎コンクリート 100 mm以上(推奨 150 mm以上)で設置します。
- 基礎コンクリートの配筋には、スペーサーを設置します。
- コンクリートの打設時にあたっては、適正な養生期間を設けます。
- 各器具(台所、浴室、トイレなど)からの排水管は、原則として個別に屋外に出すようにします。宅内にて合流させる場合は、点検口を設けるなど、維持管理のしやすさを考慮します。
- 排水管の直線部分では、管の内径の 120 倍を超えない範囲内に柵を設置します。
- 冬期間の積雪等に耐えられるよう、支柱は必ず設置します。
- 浄化槽のかさ上げを行う場合は、300 mm以内とします。(300 mmを超える場合には、ピット構造とする等、保守点検や清掃がしやすい構造とします。)
- 上部スラブコンクリートの厚さは、150 mm以上とします。

【二次処理施設工事】

- 浄化槽の放流水は、公共用水域(側溝や河川)に放流することを原則とし、二次処理施設の採用は、やむを得ない場合(適当な放流先が無いなど)に限ります。
- 二次処理施設の採用にあたっては、周辺の水環境に悪影響を及ぼすことのないよう、浄化槽本体と二次処理施設の維持管理に十分留意してください。
- 二次処理施設は、原則としてトレンチ方式または山形県水大気環境課に認められた下記の装置を採用するものとします。下記以外の装置を採用する場合には、市・県との事前協議が必要ですので、別途ご相談ください。

	装置名	製造業者
1	バイオクリーン・Fタイプ	株式会社大通(宮城県)
2	PPP(スリーピー)	有限会社オガワ創研(栃木県)
3	PJ型 / PJS型	日光レジン工業株式会社(栃木県)

- 二次処理施設は、原則として隣地境界より3m以上離します。(道路を除く)。
- 地下水位が地表から1.5mより浅い場合は、二次処理施設を設置しないでください。
- 二次処理施設の浸透部分は、井戸その他の水源から水平距離で30m以上離れ、かつ、それらを汚染するおそれがない所に設置します。
- トレンチ方式の場合、トレンチ管1本の長さが20mを超えないようにします。

【放流ポンプ工事】

- 放流ポンプは2台設置し、2台交互運転、非常時同時運転とします。
- 放流ポンプは着脱可能な状態に設置し、配管には必ず逆止弁を設置します。